

第1章 5年間の取組の進め方

1 水源環境保全・再生の取組の基本認識

(1) 水源環境保全・再生施策の位置付け

水源環境保全・再生の取組は、県民の水資源を確保するためにこれまで行ってきたダム建設等の水資源開発と密接不可分な一連の取組です。

本県では、戦後の人団増加や工業化の進展に伴う水需要の増加に対応するため、新たな水源開発による水量の拡大をめざして、ダムや取水堰など、水を利用するための施設の整備に取り組んできました。

将来にわたって県民が利用する良質な水資源を確保していくためには、引き続き、これまでに確保してきた水源の維持と水質の向上をめざして、荒廃が進む水源環境を保全・再生するための特別の対策を推進する必要があります。

本県の水資源対策は、新たな水源開発による水量の拡大を課題としてきた「第1ステージ」から、これまで確保してきた水源を保全することによる水量の維持と水質の向上を課題とする「第2ステージ」への転換期にあります。こうした水源環境保全・再生の取組は、県民の水資源を確保するためにこれまで行ってきたダム建設等の水源開発と密接不可分な一連の取組であると言えます。

(2) 水源環境の保全・再生に向けた施策の取組主体

すべての県民の暮らしを支える良質な水資源を保全していくための水源環境保全・再生の取組は、県が中心となって推進する必要があります。

水源の確保については、水道事業者が中心となりダムや取水堰・浄水場等の整備に取り組んできましたが、ダム建設等の水源開発は、水源をとりまく自然環境が良好な形で保たれていくことを想定した取組であり、水道水源の水質を改善したり水量を確保するための幅広い水源環境保全・再生施策を水道事業者が直接行う義務までは負っていません。

一方で、水源地域の市町村も、公共用水域の水質の保全や森林の保全に努めていますが、その恩恵を受ける下流域の多くの住民のための取組すべてを水源地域の市町村のみに求めることはできません。

このように、水道事業者、水源地域の市町村のいずれも水源環境保全・再生の取組を進めることには限界があること、また、施策の実施地域、効果が及ぶ地域のいずれも市町村域を越えて広域にわたる取組であることから、水源環境を保全・再生するための総合的な取組とその核となる特別の対策は、引き続き県が中心となって推進する必要があります。

2 計画の基本事項

(1) 計画の目的

将来にわたり県民が必要とする良質な水の安定的確保を目的として、水の恵みの源泉である水源環境を保全・再生するための特別の対策を推進します。

ダムにより開発された水は、本県の水道水源の8割以上を占めており、これらの水は主として県の東部及び中部に供給されています。また、県西部地域の市町や秦野市、座間市などの地域では、地下水が主要な水道水源として利用されています。

そこで、「かながわ水源環境保全・再生施策大綱」（以下「施策大綱」という。）に基づき、水源環境保全・再生の取組を体系的に進める中で、この「第2期かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画」（以下「第2期実行5か年計画」という。）により、将来にわたり県民が必要とする良質な水の安定的な確保を目的とする特別の対策を推進し、全ての県民が利用する豊かな水を育む良好な水源環境の保全・再生を図ります。

(2) 計画期間

この「第2期実行5か年計画」の計画期間は、「施策大綱」の20年間の全体計画期間のうち、第2期の5年間（平成24～28年度）とします。

水源環境の保全・再生は、長期にわたる継続的な取組が必要であることから、「施策大綱」で20年間を全体計画期間としていますが、計画期間全体を5年程度の期間に区切り、この「実行5か年計画」では、そのうちの第2期の5年間（平成24～28年度）における実施事業について定めています。

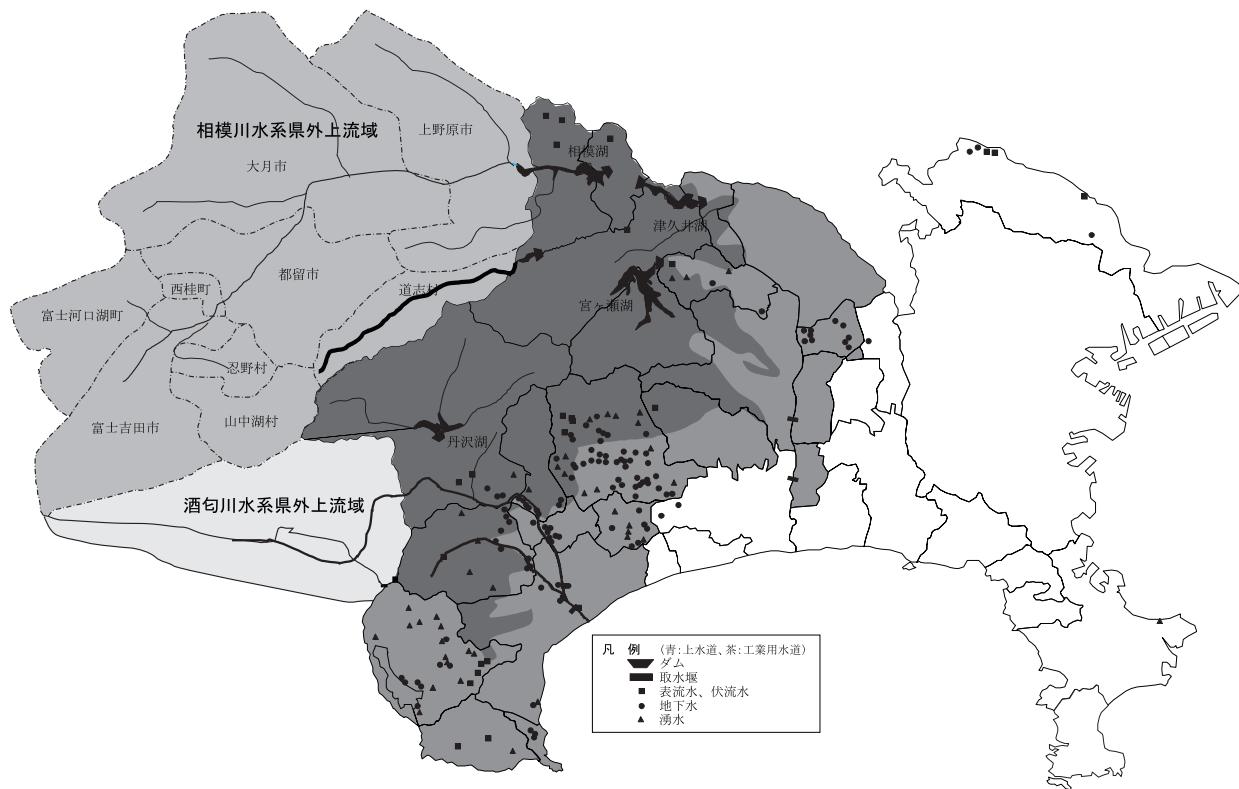
なお、計画の推進に当たっては、水源環境を巡る環境の変化に適切に対応した効果的な施策展開を図るため、「順応的管理」^(注1)の考え方に基づき、事業の実施と並行して、水環境モニタリング調査^(注2)を実施し、事業の実施効果を評価した上で、全体構想も含め必要な見直しを行い、次期の実行計画を策定していきます。

(3) 対象施策と対象地域

- この「第2期実行5か年計画」の対象施策は、主として、水源かん養や公共用水域の水質改善など、水源環境の保全・再生への直接的な効果が見込まれる取組とします。
- 施策の主たる対象地域は、ダム集水域を中心とする県内水源保全地域及び相模川水系県外上流域（山梨県）とします。

「施策大綱」では、水源環境保全・再生に関わる幅広い施策を体系的に推進することとしていますが、この「第2期実行5か年計画」では、「第1期実行5か年計画」に引き続き、水源環境保全・再生のために充実・強化して取り組むべき特別の対策として、「水源かん養や公共用水域の水質改善など、水源環境の保全・再生に直接的な効果が見込まれる取組」と、「水源環境保全・再生を進めるために必要な仕組みに関する取組」を対象とします。

対象地域については、「施策大綱」では、主として県外上流域を含めたダム上流域を中心に水源保全地域（相模川水系・酒匂川水系の取水堰の集水域及び地下水などを主要な水道水源としている地域）を、また、水源環境保全・再生を支える活動の促進については県内全域を対象地域としております。この「第2期実行5か年計画」では、「第1期実行5か年計画」における対象地域に加え、山梨県との共同調査結果を踏まえ、両県で共同して事業を行うことから、相模川水系県外上流域（山梨県）も対象地域とします。



水源環境保全・再生施策の主たる対象地域

水源の森林エリア

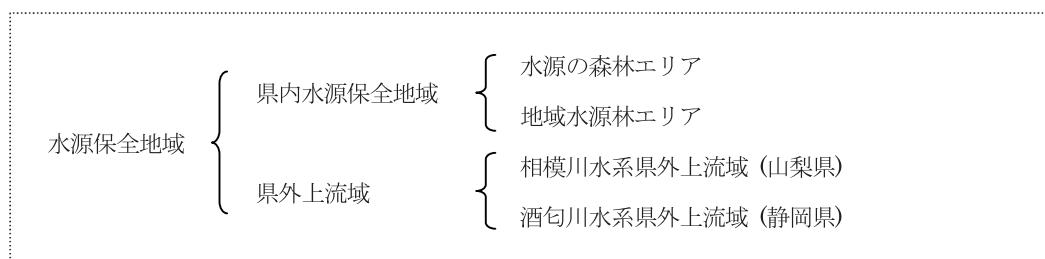
→ 本県の広域的な水源であるダム水源等を保全する上で重要な県内の森林の区域

地域水源林エリア

→ 地域内の河川表流水や伏流水、地下水、湧水を主要な水道水源としている地域と相模川水系・酒匂川水系取水堰の県内集水域のうち、水源の森林エリアを除いた区域

相模川水系県外上流域（山梨県）

酒匂川水系県外上流域（静岡県）



(注1)順応的管理……水源環境保全・再生の取組は、気候の変動や社会環境の変化など様々な外的要因に左右される自然生態系を対象としており、こうした外的要因や生態系に関する知見が不確実な要素を含んでいることから、施策の効果についても不確実性を免れません。そこで、こうした不確実性を処理できるシステムとして提唱されたのが「順応的管理 (Adaptive Management)」です。これは、計画の実行過程をモニタリングし、モニタリングの結果を分析・評価し、最新の科学的知見とあわせて、必要な計画の見直しを行うものです。

(注2)モニタリング調査……継続的に観測・測定する調査。